

ごみの投棄は違法行為です！ ～河川に投棄されるごみが増加～

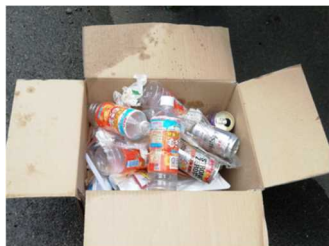
金沢河川国道事務所が管理する手取川、梯川ではごみの不法投棄が後を絶ちません。令和 5 年度は不法投棄されたごみの件数が大きく増加しました。

- ・ 河川に投棄されるごみの現状を知って頂き、不法投棄の減少につながることを期待して「ごみマップ」を作成しました。
 ごみマップ 金沢河川国道事務所ホームページ
 <<https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/river/gomi/index.html>>
- ・ 投棄されるごみは、家庭ごみ、食事ごみが多く、特に、近年はバーベキューごみの投棄が増えています。また、粗大ごみや家電などの投棄も見られます。
- ・ ごみの投棄は、景観や憩いの場としての印象を損ねるだけでなく、自然環境や動植物の生育に悪影響を及ぼします。
- ・ 金沢河川国道事務所では、引き続き、看板設置による啓発、河川巡視や監視カメラによる監視等により不法投棄を防止する取組を行っています。

※不法投棄

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金
- ・ 河川法施行令：3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金

<令和 5 年度に投棄されたごみの一例>



お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所
 河川管理課長 えぶち なおつぐ 江 渚 直 嗣 076-264-9916 (河川管理課 直通)

< 参考資料 >

